第５章　障害福祉計画

１　第５期障害福祉計画で定める事項

　第５期障害福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成１８年厚生労働省告示第３９５号。以下「国の基本指針」という。）に則して、次の事項を定めます。

◇　第５期障害福祉計画の基本的な考え方

◇　平成３２年度における数値目標の設定

◇　障害福祉サービス等の見込量

◇　地域生活支援事業の見込量

２　第５期障害福祉計画の基本的な考え方

　障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を策定します。

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

　共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

（２）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

　障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を身体障害のある人、知的障害のある人及び発達障害のある人、高次脳機能障害のある人を含む精神障害のある人並びに難病患者等であって１８歳以上の人と障害のある子どもとします。障害種別にかかわらず必要な障害福祉サービスが利用できるよう情報提供を行い、障害福祉サービスの活用を促進します。

（３）地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

　障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

　また、精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らせるよう精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

　地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

３　平成３２年度における数値目標の設定

(１)福祉施設の入所者の地域生活への移行

目指す方向

【国の基本指針】

　平成２８年度末時点の施設入所者数の９％以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成３２年度末の施設入所者数を平成２８年度末時点の施設入所者数から２％以上削減することを基本とする。

【県の考え方】

　地域生活移行者数は国と同様９％以上とするが、障害者施設入所者の削減目標は設定しない。埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

　平成２８年度末時点の施設入所者数の９％以上の者が平成３２年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

　ただし、新規入所者も考えられることから、『平成３２年度末時点の施設入所者数』の削減目標は設定しないこととします。

地域生活移行者の目標値

項目　数値　考え方

平成２８年度末の施設入所者数（Ａ） ３６人　平成２８年度末の施設入所者数

平成３２年度末の施設入所者数（Ｂ） ―人　　平成３２年度末の施設入所者数

【目標値】地域生活移行者数 　４人 　施設入所からグループホームなどへ移行した者の数 ９％以上を目標とします

【目標値】削減見込（Ａ－Ｂ） －人（ － ％）　 差引削減見込数　目標は設定しません

(２)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目指す方向

【国の基本指針】

① 平成３２年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定

着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

② 平成３２年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

③平成３２年度末の精神病床における６５歳以上の１年以上長期入院患者数及び平成３２年度末の精神病床における６５歳未満の１年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

④入院後３か月時点の退院率については６９％以上とし、入院後６か月時点の退院率については８４％以上とし、入院後１年時点の退院率については９０％以上とすることを基本とする。

【県の考え方】

　国の基本指針のとおりとする。①③④は県、②は市が設定する。

　精神障害にも対応した地域包括システムの構築について、平成３２年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

精神障害にも対応した地域包括システムの構築の目標値

項目　数値　考え方

【目標値】保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する 設置 医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者の参加を予定

(３)地域生活支援拠点等の整備

目指す方向

【国の基本指針】

　地域生活支援拠点等（地域生活拠点又は面的な体制をいう。）について平成３２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備することを基本とする。

【県の考え方】

　国の基本指針のとおりとする。

　障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりなど障害のある人・障害のある子どもの地域生活をさらに支援するため、地域生活支援拠点を市内に整備します。地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備を目標とします。

地域生活支援拠点等の目標値

項目　数値　考え方

【目標値】地域生活支援拠点等の整備数　１か所　 市内に「面的整備型」の地域生活支援拠点を整備します

（４）福祉施設から一般就労への移行

　　目指す方向

【国の基本指針】

　福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成３２年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。平成２８年度の一般就労への移行実績の１．５倍以上とすることを基本とする。

　就労移行支援事業の利用者数は、平成３２年度末における利用者数が平成２８年度末における利用者数の２割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指すものとする。

　また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることを基本とする。

【県の考え方】

　国の基本指針のとおりとする。

　平成２８年度の一般就労への移行実績に対して、平成３２年度の年間一般就労移行者数を１．５倍以上に増やすことを目標とします。

　就労移行支援事業の利用者数は、平成２８年度末から２割以上増やすこととし、事業所ごとの就労移行率は、就労移行率が３割以上の事業所を５割以上とすることを目標とします。

　また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から１年後の職場定着率を８割以上とすることを目標とします。

福祉施設から一般就労への移行者数の目標値

項目 数値 考え方

平成２８年度の年間一般就労移行者数　５人　平成２８年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

【目標値】平成３２年度の年間一般就労移行者数　８人（１．５倍以上）　平成３２年度において福祉施設を退所し一般就労する者の数 １．５倍以上に増やすことを目標とします

平成２８年度末の就労移行支援事業の利用者数　１９人　平成２８年度末において就労移行支援事業を利用した者の数【目標値】平成３２年度末の就労移行支援事業の利用者数　２５人（２割以上）　平成３２年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 ２割以上増やすことを目標とします

【目標値】就労移行率３割以上を達成した事業所の割合　５０％以上　就労移行率３割以上を達成した就労移行支援事業所の割合 ５割以上とすることを目標とします

【目標値】就労定着支援事業開始後の定着率　 ８０％以上　就労定着支援事業による支援を開始した１年後の職場定着率８割以上とすることを目標とします

４　障害福祉サービス等の見込量

　これまでの実績等を勘案し、各年度における障害福祉サービスの種類ごとに「サービスの必要見込量」と、「見込量の確保のための方策」を定めます。なお、サービスの必要見込量は、特に記載がない場合は月間の利用者数などです。

　なお、精神科病院に長期入院している精神障害のある人の地域移行について、１２人（６５歳未満７人、６５歳以上５人）を勘案しています。

障害福祉サービス等

訪問系サービス

居宅介護 （ホームヘルプ） 入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護

重度訪問介護 重度の肢体不自由の人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護

同行援護 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動支援

行動援護行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援重度障害者等包括支援常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護

日中活動系サービス

生活介護障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供自立訓練自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供

就労移行支援

就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供

就労継続支援 通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供

就労定着支援就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う療養介護医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助

短期入所（ショートステイ） 介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護

自立生活援助 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う

居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）グループホームに入居している人に対して、主に夜間に行われる、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助

施設入所支援施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

相談支援

計画相談支援 サービス等利用計画の作成、支給決定後の見直し（モニタリング）等の相談の支援

地域相談支援

地域移行支援福祉施設の入所者や精神科病院の入院者が地域での生活に移行するため住居の確保や新生活の準備等を支援地域定着支援居宅で一人暮らししている人の２４時間の相談や緊急事態への対応等サポート体制の支援

（１）訪問系サービス

　居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【サービスの必要見込量】

　居宅介護などの訪問系サービスは年々増加しています。「障害者福祉についての市民意識調査」における潜在的なサービス利用希望者や、施設入所・入院などから地域生活への移行が進むにつれて、今後も、これらのサービス量は増加することが予想されます。

　そこで、訪問系サービスの必要見込量は、平成２９年度実績の７７人（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の６０人、同行援護９人、行動援護８人）に、平成３０年度は重度訪問介護１人と７人（居宅介護５人、同行援護１人、行動援護１人）を加えます。その後は毎年度７人の増加を見込み、平成３２年度には利用者数９９人（居宅介護７５人、重度訪問介護１人、同行援護１２人、行動援護１１人）程度になると見込みます。サービス必要見込量は、１人あたり月に居宅介護２３時間、重度訪問介護１２０時間、同行援護１１時間、行動援護４１時間の利用を見込みます。

訪問系サービスの必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

居宅介護　重度訪問介護　同行援護　行動援護　重度障害者等包括支援

利用者

８５人　９２人 ９９人

必要見込量２，０９４時間　２，２６１時間　２，４２８時間

※必要見込量＝「月間の利用者数」×「１人１か月あたりの平均利用時間数」

　≪訪問系サービスの見込量の確保のための方策≫

　訪問系サービスについては、地域生活の支援を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。障害のある人の範囲に難病の方が加わったことから、それぞれの障害特性を理解したヘルパーの確保・養成が必要です。訪問系サービスの事業を行う意向のある事業所の把握に努め、多様な事業所の参入を促進します。

（２）日中活動系サービス

①　生活介護

【サービスの必要見込量】

　現在、生活介護の利用者は８０人です。今後、特別支援学校の卒業生等新規利用見込者を含めて、生活介護の利用者数は、平成３２年度には８８人程度になると見込まれます。サービス必要見込量は、１人あたり月２２日の利用を見込みます。

生活介護のサービス必要見込量

区分 平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

利用者数 ８２人　８５人　８８人

必要見込量 １，８０４人日分　１，８７０人日分　１，９３６人日分

　※「必要見込量」＝「月間の利用者数」×「１人１か月あたりの平均利用日数」

②　自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの必要見込量】

　現在、機能訓練の利用者は２人です。平均的なサービス利用期間（法令上１年６か月間）を１年とし、新規利用者を見込み、平成３２年度には機能訓練の利用者は２人、サービス必要見込量は、１人あたり月２２日の利用を見込みます。

　現在の生活訓練の利用者は３人です。平均的なサービス利用期間（法令上２年間）を２年とし、新規利用者を見込み、平成３２年度には生活訓練の利用者は３人、サービス必要見込量は、１人あたり月２２日の利用を見込みます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）のサービス必要見込量

区分 平成３０年度 平成３１年度 平成３２年度

機能訓練利用者数 ２人 ２人 ２人必要見込量　４４人日分　４４人日分　４４人日分

生活訓練利用者数 ３人 ３人 ３人必要見込量　６６人日分 ６６人日分 ６６人日分

③　就労移行支援

【サービスの必要見込量】

　現在、就労移行支援の利用者は１９人です。

　今後、特別支援学校の卒業生や「障害者福祉についての市民意識調査」における潜在的なサービス利用希望者などの新規利用者を見込みます。また、就労移行支援により一般就労への移行者や就労移行支援のサービス提供期間満了による他のサービスへの移行者を見込みます。就労移行支援の利用者数は、平成３２年度には２５人程度になると見込まれます。サービス必要見込量は、１人あたり月２２日の利用を見込みます。

就労移行支援のサービス必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度利用者数　 ２１人　２３人 ２５人必要見込量　４６２人日分 　５０６人日分　 ５５０人日分

④　就労継続支援

【サービスの必要見込量】

　現在、就労継続支援Ａ型の利用者は２４人、就労継続支援Ｂ型の利用者は９１人です。

　今後、特別支援学校の卒業生や「障害者福祉についての市民意識調査」における潜在的なサービス利用希望者などの新規利用者を見込みます。就労継続支援の利用者数は、平成３２年度にはＡ型が３１人、Ｂ型が１０８人程度になると見込まれます。就労継続支援のサービス必要見込量は、１人あたり月２２日の利用を見込みます。

就労継続支援のサービス必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度Ａ型利用者数　２５人　 ２８人　３１人必要見込量　５５０人日分　６１６人日分　６８２人日分

Ｂ型利用者数　９６人　１０２人　１０８人

必要見込量　 ２，１１２人日分　 ２，２４４人日分　２，３７６人日分

⑤　就労定着支援

【サービスの必要見込量】

　就労定着支援は、障害者総合支援法の一部改正により平成３０年４月から新たに開始されるサービスです。平成２８年度に福祉施設を退所して一般就労した人は５人です。平成３２年度にはその１．５倍の８人が、離退職することなく就労定着していることを見込みます。

就労定着支援のサービス必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

必要見込量　６人　７人　 ８人

⑥　療養介護

【サービスの必要見込量】

　現在、療養介護の利用者は２人です。平成３２年度には３人の利用を見込みます。

療養介護のサービス必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度必要見込量　３人　３人　３人

⑦　短期入所

【サービスの必要見込量】

　現在、福祉型短期入所の利用者は１８人、医療型短期入所の利用者は３人です。

　平成３２年度には福祉型が２７人、医療型が９人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、福祉型が月６日、医療型が月４日の利用を見込みます。

短期入所のサービス必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

福祉型

利用者数　２１人　２４人　２７人必要見込量　１２６人日分　１４４人日分　１６２人日分

医療型利用者数　５人　７人　９人

必要見込量　２０人日分　２８人日分　３６人日分

⑧　自立生活援助

【サービスの必要見込量】

　自立生活援助は、障害者総合支援法の一部改正により平成３０年４月から新たに開始されるサービスです。

　平成２８年度末の施設入所者数は３６人であることから、その９％以上の人が施設入所から地域生活へ移行することを目標に、平成３２年度には４人の利用を見込みます。

自立生活援助のサービス必要見込量

区分 平成３０年度 　平成３１年度　平成３２年度必要見込量　１人　２人　４人

≪日中活動系サービスの見込量の確保のための方策≫

　障害のある人が地域生活を維持・継続する上で、日中活動系サービスの充実は不可欠です。障害のある人を中心にすえ、複数の支援機関が役割を分担しながら有機的に連携する仕組みが必要です。

　障害者支援施設だけでなく、ＮＰО等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用できる提供体制の整備を進めていきます。

（３）居住系サービス

①　共同生活援助

【サービスの必要見込量】

　現在、共同生活援助の利用者は２６人です。

　入所施設や医療機関から地域生活に移行する人や、家族から独立して生活する人などにより、今後も引き続き増加することが予想されます。平成３２年度のサービス必要見込量については、３３人の利用を見込みます。

共同生活援助のサービス必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度必要見込量　 ２９人　３１人　３３人

②　施設入所支援

【サービスの必要見込量】

　現在、施設入所支援の利用者は３６人です。今後、地域生活への移行及び新規利用見込み等を勘案して、平成３２年度のサービス必要見込量については、３６人の利用を見込みます。

施設入所支援のサービス必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度必要見込量　３６人　３６人　３６人

≪居住系サービスの見込量の確保のための方策≫

　地域移行の推進により、地域の住まいの場としての共同生活援助（グループホーム）の必要性が高まることが予想され、計画的な基盤整備が不可欠となります。今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を確保していきます。そして、地域の理解を深めながら、生活の場の確保に努め、居宅介護・訪問看護などの事業によるソフト面での支援充実を図ることにより、より多様な住居確保の支援を検討します。

（４）相談支援

①　計画相談支援

【サービスの必要見込量】

　現在、障害福祉サービスの利用対象者は３０８人です。

　障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者全てを計画相談支援の対象者とします。

　平成３２年度には、新規利用者分を含めて８０人分の計画相談支援の利用を見込みます。

計画相談支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度必要見込量　７０人　７５人　８０人

　※計画相談支援は、毎月実施、３か月・６か月・１年ごとに１回実施など、利用者それぞれで時期が異なります。「必要見込量」は月の平均見込量です。

②　地域移行支援

【サービスの必要見込量】

　現在、地域移行支援の利用者はいません。福祉施設の入所者・入院中の精神障害のある人で地域生活に移行していく人の分を含め、平成３２年度には２人の利用を見込みます。

地域移行支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

必要見込量　２人　２人　２人

③　地域定着支援

【サービスの必要見込量】

　現在、地域定着支援の利用者はいません。単身で地域生活をしている障害のある人や家庭の状況等により支援を受けられない人、地域生活に移行していく人の分として、平成３２年度には２人の利用を見込みます。

地域定着支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度必要見込量　２人　２人　２人

≪相談支援の見込量の確保のための方策≫

　障害者基幹相談支援センターを軸として、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制作りを構築していきます。

　また、介護保険の居宅介護事業所に、相談支援事業への参入を働きかけるなどしていきます。

５　地域生活支援事業の見込量

　地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施して、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

　鶴ヶ島市では、地域生活支援事業として次の事業を実施します。

　（１）理解促進研修・啓発事業

　（２）自発的活動支援事業

　（３）相談支援事業

　（４）成年後見制度利用支援事業

　（５）成年後見制度法人後見支援事業

　（６）意思疎通支援事業

　（７）日常生活用具給付等事業

　（８）手話奉仕員養成研修事業

　（９）移動支援事業

　（10）その他の事業

地域生活支援事業の実施に関する考え方及びその種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

　必要見込量は、年間の実利用人数です。

（１）理解促進研修・啓発事業

　障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【必要見込量】

理解促進研修・啓発事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

理解促進研修・啓発事業　実施　実施　実施

≪理解促進研修・啓発事業の見込量の確保のための方策≫

　障害者週間に合わせて、講演会やイベントの開催、パネル展示などの啓発活動を行います。

（２）自発的活動支援事業

　障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組みを支援します。

【必要見込量】

自発的活動支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

自発的活動支援事業　実施　実施　実施

≪自発的活動支援事業の見込量の確保のための方策≫

　活動を行う各団体に補助金を交付し活動を支援します。

（３）相談支援事業

　相談支援事業では、障害のある人の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

【必要見込量】

相談支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

障害者相談支援事業　３か所　４か所　４か所

障害者基幹相談支援センターの設置　有　有　有

障害者基幹相談支援センター等機能強化事業　有　有　有

住宅入居等支援事業　無　無　有

≪相談支援事業の見込量の確保のための方策≫

　平成２７年度から障害者基幹相談支援センターを設置しています。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人やその家族などの相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の調整や支援を行っています。

（４）成年後見制度利用支援事業

　成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある人で、成年後見制度の利用に必要な費用の補助を受けなければ、利用が困難な人を支援します。

【必要見込量】

成年後見制度利用支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度成年後見制度利用支援事業　５人　８人　１１人 ※実利用見込み者数

≪成年後見制度利用支援事業の見込量の確保のための方策≫

　裁判所への申立て費用や後見人等に対する報酬を助成します。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

　成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援します。

【必要見込量】

成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

成年後見制度法人後見支援事業　実施　実施　実施

≪成年後見制度法人後見支援事業の見込量の確保のための方策≫

　必要見込量の補助を確保します。事業は鶴ヶ島市社会福祉協議会に補助して実施します。

（６）意思疎通支援事業

　聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を支援します（入院中も利用可）。

【必要見込量】

意思疎通支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

手話通訳者・要約筆記者派遣事業　７８０件　８５０件　９００件

手話通訳者設置事業　１か所　１か所　１か所

≪意思疎通支援事業の見込量の確保のための方策≫

　手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業については、鶴ヶ島市社会福祉協議会に委託して実施します。要約筆記者派遣事業については、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に委託して実施します。

　市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

（７）日常生活用具給付等事業

　重度の障害のある人で、自立生活支援用具などの日常生活用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要見込量】

日常生活用具給付等事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度日常生活用具給付等事業　１，３５２件　１，３９１件　１，４３１件介護・訓練支援用具　２件　２件　２件

自立生活支援用具　４件　４件　４件在宅療養等支援用具　６件　６件　６件

情報・意思疎通支援用具　１３件　１３件　１３件排泄管理支援用具　１，３２６件　１，３６５件　１，４０５件

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）１件　１件　１件

≪日常生活用具給付等事業の見込量の確保のための方策≫

　利用者（及び介助者）が容易に使用でき、実用性があるものを確保します。品目によっては、業者の見積もり合わせを行い、利用者の視点に立った効果的・効率的な事業実施を図ります。

　市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

　手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

【必要見込量】

手話奉仕員養成研修事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度手話奉仕員養成研修事業　１０人　１０人　１０人※養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）

≪手話奉仕員養成研修事業の見込量の確保のための方策≫

　事業は鶴ヶ島市社会福祉協議会に委託して実施します。

　聴覚障害のある人などの自立した生活や社会参加の促進を図り、今後も意思疎通支援体制を整備していきます。

（９）移動支援事業

　屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行い、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

　基本支援では個別支援及びグループ支援を行います。車両移送では移送支援サービス事業として、常時ねたきりの状態又は常時車いすを利用している障害のある人について、車いす又は寝台に乗りながら乗降できる移送用専用車両による外出などの支援を行います。また、公共施設、駅などの利便を考慮した「つるバス・つるワゴン」（市内公共交通運行事業）の利用料を免除することにより、外出の際の移動を支援します。

【必要見込量】

移動支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

基本支援

個別支援グループ支援　６５人　６７人　７０人３１９時間／月　３３６時間／月　３５４時間／月

車両移送

移送支援サービス事業　８人　８人　８人

市内公共交通運行事業　２，１００人　２，２００人　２，３００人

※基本支援(個別支援・グループ支援)の見込量は、１か月当たりの利用時間とします。

≪移動支援事業の見込量の確保のための方策≫

　移動支援事業、移送支援サービス事業については、特定非営利活動法人などに事業費補助金を交付して実施します。

　「つるバス・つるワゴン」については、特別乗車証を交付します。

　市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

（１０）その他の事業

①訪問入浴サービス事業

　訪問入浴サービス事業では、身体障害のある人の地域における生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。

【必要見込量】

訪問入浴サービス事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度訪問入浴サービス事業　１事業　１事業　１事業２人　２人　２人

②日中一時支援事業

　日中一時支援事業では、障害のある人の日中における活動の場の確保と障害のある人を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

【必要見込量】

日中一時支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

日中一時支援事業　５か所　５か所　５か所１７人　１６人　１５人

③社会参加支援事業

　点字・声の広報等発行事業では、広報つるがしま及びつるがしま市議会だよりの点字版、音声訳版を発行します。

　点訳奉仕員・朗読奉仕員養成講習事業では、点訳又は朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

　自動車運転免許取得助成事業では、障害のある人が自動者運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

　自動車改造助成事業では、身体障害のある人が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【必要見込量】

社会参加支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

点字・声の広報等発行事業　５種類　５種類　５種類

４２回発行　４２回発行　４２回発行点訳奉仕員・朗読奉仕員養成講習事業　２講座　２講座　２講座１５人　１５人　１５人

自動車運転免許取得事業　１件　１件　１件

自動車改造助成事業　１件　１件　１件

≪その他の事業の見込量の確保のための方策≫

　鶴ヶ島市が直接行う事業以外は、社会福祉法人への事業の委託や社会福祉法人又は特定非営利活動法人などに事業費を補助し実施します。

第６章　障害児福祉計画

１　第１期障害児福祉計画で定める事項

　第１期障害児福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成１８年厚生労働省告示第３９５号。以下「国の基本指針」という。）に則して、次の事項を定めます。

◇　第１期障害児福祉計画の基本的な考え方

◇　平成３２年度における数値目標の設定

◇　障害児通所支援等の見込量

◇　地域生活支援事業の見込量

２　第１期障害児福祉計画の基本的な考え方

　児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害児福祉計画を策定します。

　障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

　障害のある子ども（１８歳未満）の支援を行うに当たっては、障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。

　このため、障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

　また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

　さらに、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

３　平成３２年度における数値目標の設定

　障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域生活支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

　　目指す方向

　【国の基本指針】

　平成３２年度末までに、児童発達支援センター＊20を各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

　また、平成３２年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援＊21を利用できる体制を構築することを基本とする。

　【県の考え方】

　　　国の基本指針のとおりとする。

　平成３２年度末までに、児童発達支援センターを市内に設置することを目標とします。

　また、平成３２年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。

児童発達支援センターの設置等の目標値

項目 数値 考え方【目標値】児童発達支援センターの数　１か所　平成３２年度末の児童発達支援センターの数【目標値】保育所等訪問支援の体制の構築　有　平成３２年度末までに保育所等訪問支援の体制を構築する

＊20）児童発達支援センター：地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

＊21）保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

　　目指す方向

　【国の基本指針】

　平成３２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

　【県の考え方】

　国基本方針のとおり。

　平成３２年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に確保することを目標とします。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標値

項目　数値　考え方【目標値】児童発達支援事業所数　１か所　平成３２年度末までに確保した主に重症心身障害児を支援する児童発達事業所の数

【目標値】放課後等デイサービス事業所数　１か所　平成３２年度末までに確保した主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

　　目指す方向

　【国の基本指針】

　医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成３０年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、「圏域」での設置であっても差し支えない。

　【県の考え方】

　国基本方針のとおり。

　平成３０年度末までに、市内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

医療機関等が連携を図るための協議の場の目標値

項目　数値　考え方

【目標値】医療機関等が連携を図るための協議の場の設置数　１か所　平成３０年度末の協議の場の数

４　障害児通所支援等の見込量

　これまでの実績等を勘案し、各年度における障害児通所支援サービス等の種類ごとに「サービスの必要見込量」と、「見込量の確保のための方策」を定めます。なお、サービスの必要見込量は、特に記載がない場合は月間の利用者数などです。

障害児通所支援サービス等

障害児通所支援

児童発達支援　　日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援

放課後等デイサービス　　授業の終了後又は学校休業日に行う、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援保育所等訪問支援　　集団生活を営む施設での、集団生活への適応のための専門的な支援

医療型児童発達支援　　上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対する支援及び治療

居宅訪問型児童発達支援　　重度の障害等の状態にある障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを居宅に訪問して行う支援

障害児相談支援　　障害児相談支援障害児支援計画の作成、支給決定後の見直し（モニタリング）等の相談の支援

（１）　障害児通所支援

①　児童発達支援

【サービスの必要見込量】

　現在、児童発達支援の利用者は１３人です。

　今後、新規利用見込み等を勘案して、平成３２年度末の利用者数は、１５人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、１人あたり月９日（平成２９年度平均利用見込量）の利用を見込みます。

児童発達支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　　平成３２年度

利用者数　１３人　１４人　１５人必要見込量　１１７人日分　１２６人日分　１３５人日分

②　放課後等デイサービス

【サービスの必要見込量】

　現在、放課後等デイサービスの利用者は８３人です。

　サービス需要の高まりにより、年々利用者が増えており、引き続き増加することが予想されます。今後の新規利用見込み等を勘案して、平成３２年度末の利用者数は、１２１人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、１人あたり月１３日（平成２９年度平均利用見込量）の利用を見込みます。

放課後等デイサービスの必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度利用者数　９５人　１０８人　１２１人必要見込量　１，２３５人日分　１，４０４人日分　１，５７３人日分

③　保育所等訪問支援

【サービスの必要見込量】

　現在、保育所等訪問支援の利用者はいませんが、今後の新規利用見込み等を勘案して、平成３２年度末の利用者数は、５人程度になると見込みます。サービス必要見込量は、１人あたり月１日の利用を見込みます。

保育所等訪問支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

利用者数　５人　５人　５人必要見込量　５人日分　５人日分　５人日分

④ 医療型及び居宅訪問型児童発達支援

【サービスの必要見込量】

　現在、医療型児童発達支援の利用者はいません。また居宅訪問型児童発達支援は平成３０年から新たに実施されます。今後の新規利用見込み等を勘案して、平成３２年度末の利用者数はどちらも、１人程度になると見込みます。サービス必要見込量はどちらも、１人あたり月５日の利用を見込みます。

医療型児童発達支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度利用者数　１人　１人　１人必要見込量　５人日分　５人日分　５人日分

居宅訪問型児童発達支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

利用者数　１人　１人　１人必要見込量　５人日分　５人日分　５人日分

≪障害児通所支援の見込量の確保のための方策≫

　障害のある子どもが専門的な療育や発達の支援を受けるためには、一人ひとりのサービス需要に対応するためのサービス量と質を確保することが必要です。今後も適切なサービス量を確保するとともに、地域の関係機関や団体と連携し、サービス内容の質の向上に努めていきます。

（２）　障害児相談支援

① 　障害児相談支援

【サービスの必要見込量】

　現在、障害児通所支援の利用対象者は１１３人です。

　平成３２年度末には、新規利用者分を含めて３７人分の障害児相談支援の利用を見込みます。

障害児相談支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度必要見込量　２９人　３３人　３７人※障害児相談支援は、毎月実施、６か月ごとに１回実施、１年ごとに１回実施など、利用者それぞれで時期が異なります。「必要見込量」は月の平均見込量です。

≪障害児相談支援の見込量の確保のための方策≫

　計画相談支援と同様に、障害者基幹相談支援センターを軸として、各事業所の相談支援専門員を対象とした研修の開催、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、体制作りを構築していきます。

② 医療的ケア児等コーディネーター

【サービスの必要見込量】

　医療的ケア児や重症心身障害児等が地域で安心して暮らせるよう、支援が適切に行える人材を確保します。

障害児相談支援の必要見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

必要見込量　１人　１人　１人

≪医療的ケア児等コーディネーター見込量の確保のための方策≫

　相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の専門職が、県による養成研修を受講・修了することで、人材養成を進めます。

　また、医療的ケア児等の家族や関係機関に対し、このコーディネーターの周知を図ります。またコーディネーターが障害者支援協議会に出席し、保健、福祉、

　教育等の連携を図ります。

５　地域生活支援事業の見込量

　鶴ヶ島市では、障害のある子どものための地域生活支援事業として次の事業を実施します。

　（１）日常生活用具給付等事業

　（２）移動支援事業

　（３）その他の事業

　地域生活支援事業の実施に関する考え方及びその種類ごとの必要な量の見込みは次のとおりです。

　必要見込量は、年間の実利用人数です。

（１）日常生活用具給付等事業

　重度の障害のある子どもで、自立生活支援用具などの日常生活用具を必要とする子どもに対し、日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要見込量】

日常生活用具給付等事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

日常生活用具給付等事業　３７４件　４２１件　４７４件介護・訓練支援用具　１件　１件　１件自立生活支援用具　１件　１件　１件在宅療養等支援用具　３件　３件　３件情報・意思疎通支援用具　１件　１件　１件排泄管理支援用具　３６７件　４１４件　４６７件

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）　１件　１件　１件

≪日常生活用具給付等事業の見込量の確保のための方策≫

　障害のある子ども（及び介助者）が容易に使用でき、実用性があるものを確保します。品目によっては、業者の見積もり合わせを行い、障害のある子どもの視点に立った効果的・効率的な事業実施を図ります。

　市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象児の把握に努め、対象となる子どもへの情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

（２）移動支援事業

　屋外での移動が困難な障害のある子どもに対して、外出のための支援を行い、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

　基本支援では個別支援及びグループ支援を行います。車両移送では移送支援サービス事業として、常時寝たきりの状態又は常時車いすを利用している障害のある子どもについて、車いす又は寝台に乗りながら乗降できる移送用専用車両による外出などの支援を行います。また、公共施設、駅などの利便を考慮した「つるバス・つるワゴン」（市内公共交通運行事業）の利用料を免除することにより、外出の際の移動を支援します。

【必要見込量】

移動支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

基本支援個別支援グループ支援　６人　７人　８人６０時間／月　６３時間／月　６６時間／月※基本支援(個別支援・グループ支援)の見込量は、１か月当たりの利用時間とします。

≪移動支援事業の見込量の確保のための方策≫

　移動支援事業、移送支援サービス事業については、ＮＰＯ法人などに事業費補助金を交付して実施します。

　「つるバス・つるワゴン」については、特別乗車証を交付します。

　市の相談業務と相談支援事業との連携などにより、サービス利用対象者の把握に努め、対象者への情報提供を行い、サービスの利用に繋げていきます。

（３）その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

　訪問入浴サービス事業では、身体障害のある子どもの地域における生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。

【必要見込量】

訪問入浴サービス事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

訪問入浴サービス事業　１事業　１事業　１事業１人　１人　１人

② 日中一時支援事業

　日中一時支援事業では、障害のある子どもの日中における活動の場の確保と、障害のある子どもを介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

【必要見込量】

日中一時支援事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度日中一時支援事業　５か所　５か所　５か所１７人　１６人　１５人

③ 巡回支援専門員整備事業

　発達障害などに関する知識を有する専門員が保育所に訪問し、保育士や保護者に対して障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行います。

【必要見込量】

巡回支援専門員整備事業の見込量

区分　平成３０年度　平成３１年度　平成３２年度

巡回支援専門員整備事業　３か所　３か所　３か所

６回　６回　６回

※見込量は、保育所数、延べ訪問回数とします。

≪その他の事業の見込量の確保のための方策≫

　鶴ヶ島市が直接行う事業以外は、社会福祉法人への事業の委託や社会福祉法人又はＮＰＯ法人などに事業費を補助し実施します。

６　障害のある子どもの定量的な目標の設定

　子ども・子育て支援を希望する障害のある子どもが、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害のある子どもの受入れの体制整備を行い、地域社会への参加・包容を進めます。

障害のある子どもの保育所等の利用希望人数及び受入可能人数

施設名

平成30年度　利用希望人数　受入可能人数平成31年度　利用希望人数　受入可能人数平成32年度　利用希望人数　受入可能人数

保育所　７人　７人　８人　８人　９人　９人認定こども園　１人　１人　２人　２人　３人　３人

放課後児童健全育成事業　1）　２８人　２８人　２９人　２９人　３０人　３０人

幼稚園　2）　３人　３人　４人　４人　５人　５人

特定地域型保育事業　3）　１人　１人　２人　２人　３人　３人認可外（地方単独事業）　4）　１人　１人　１人　１人　１人　１人

1）子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

2）私学助成の対象である幼稚園を含む。

3）小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

4）地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

第７章　計画の推進

１　市民・関係機関との連携

　第３期障害者支援計画の推進にあたっては、市民、事業者、関係機関の協働が欠かせないことから、障害のある人をはじめ、その家族、各種障害者施設、その他関係機関及び鶴ヶ島市障害者支援協議会と連携を密にし、計画の推進を図っていきます。

　第５期障害福祉計画のサービス見込量や事業所の指定などについて、埼玉県障害福祉計画と必要な調整を図り、この計画が円滑に進むようにしていきます。

　鶴ヶ島市障害者支援協議会とは

　鶴ヶ島市における障害者等への支援体制に関する課題を共有し、市の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議です。

　《協議事項》

　　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること

　　困難な事例への対応のあり方に関すること

　　地域の社会資源の開発、改善等に関すること

　　委託相談支援事業者等の運営評価等に関すること

　　相談支援の体制整備に関すること

　　鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること

　《組織》

　　保健・医療関係者

　　教育・雇用関係機関

　　民生委員・児童委員

　　社会福祉協議会職員

　　障害者関係団体

　　障害者等、障害児の保護者又は介護者

　　障害福祉サービス事業者

　　学識経験者

２　情報の提供・広報

　第３期障害者支援計画の基本理念である「ともに生きるやさしさのあるまち」を実現するためには、市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのために、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法の趣旨や第３期障害者支援計画の内容の普及啓発に努めます。

　また、この計画を推進するために、関係機関への第３期障害者支援計画の配付、市民センター・図書館などでの計画書の閲覧、インターネットホームページへの掲載などを通して、広く周知します。

３　計画の達成状況の点検及び評価

　計画期間（平成３０年度から平成３２年度）の各年度において、達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づき見直しを行うなど、計画に掲げる目標の達成に向けて必要な対策を講じます。

　また、点検・評価の際は、鶴ヶ島市障害者支援協議会などに意見を聴くとともに、その結果を公表します。

４　財源の確保

　第５期障害福祉計画及び第１期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、各種サービスごとの見込量などの数値目標を設定し、計画的な整備を行うものとされており、その財源の確保が必要不可欠です。

　これらの計画に設定した各種サービスごとの見込量を確保するために、行財政改革の実効性を高め、財政健全化を図ることはもとより、障害者福祉施策全般にわたり、サービスの内容、質、量等について、必要な見直し・検討を図り、財源の確保に努めます。

　また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、国や県の負担金・補助金など必要な財源の確保に努めます。

資料　計画の策定体制

１　鶴ヶ島市障害者支援協議会設置要綱

　（目的）

第１条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための　法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づき、地域におけ　る障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連　携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として、鶴ヶ島市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立した日常生活及び社会　生活の促進を図り、障害児の保護者又は介護者の福祉の向上に資することを目　的とする。

　（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

　(1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

　(2) 困難な事例への対応のあり方に関すること。

　(3) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。

(4) 委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の運営評価等に関すること。

(5) 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用等、相談支援の体制整備に関すること

　(6) 鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること。

　(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

　（組織）

第３条　協議会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

　(1) 保健・医療関係者

　(2) 教育・雇用関係機関

　(3) 民生委員・児童委員

　(4) 社会福祉協議会職員

　(5) 障害者関係団体

　(6) 障害者等、障害児の保護者又は介護者

　(7) 障害福祉サービス事業者

　(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

　（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

　（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

　（専門部会）

第７条　協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会の委員は、専門的知識を有する者及び関係機関等のうちから市長が委嘱する。

　（事務局）

第８条　協議会の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

（守秘義務）

第９条　協議会及び専門部会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

　（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

１　この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この告示の施行後、第３条に基づき最初に委嘱された委員の任期は、第４条第１項の規定に関わらず平成２７年３月３１日までとする。

【委員名簿】

　会　長　本名　靖

　副会長 菊本 圭一

№　区分　委員構成　氏名　所属

１　１号　保健・医療関係者　加藤新一朗　　坂戸保健所

２　２号　教育・雇用関係機関 　小松祐樹　川越公共職業安定所

３　２号　教育・雇用関係機関 　中田雅也　市教育委員会４　２号　教育・雇用関係機関　 北村明春　毛呂山特別支援学校５　３号　民生委員・児童委員 　武田和子　民生委員・児童委員

６　４号　社会福祉協議会職員 　菊本圭一　社会福祉協議会７　５号　障害者関係団体 　　　長岡保　鶴ヶ島視覚障害者の会

８　５号　障害者関係団体　　　 松本勇　障害者支援ネットワーク協議会９　５号　障害者関係団体　　　中里由架利　Ｄｅｎ＆Ｄｅｎ

10　６号　障害者等、障害児の保護者又は介護者　町田弘之　公募

11　６号　障害者等、障害児の保護者又は介護者　 松本曜　公募

12　７号　障害福祉サービス事業者　若山孝之　すまいるはうす

13　７号　障害福祉サービス事業者　吉澤健治　かっちゃんの作業所

14　７号　障害福祉サービス事業者　田辺誠　　パン工房カウベル

15　７号　障害福祉サービス事業者 石井悦子　ニチイケアセンター鶴ヶ島16　７号　障害福祉サービス事業者 小見景子　あゆみ福祉会つるがしま相談支援センター

17　８号　学識経験者 本名靖　東洋大学ライフデザイン学部

【協議会開催状況】

開催日　概要第１回　平成29年5月12日　第３期障害者支援計画の概要について第２回　平成29年11月10日　障害者団体等の懇談会について、市民意識調査等の結果について

第３回　平成29年12月20日　第３期障害者支援計画（素案）について

第４回　平成30年 1月16日、1月26日　第３期障害者支援計画（案）について、市民コメントについて

２　鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　障害者基本法第１１条第３項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第３３条の２０第１項に規定する市町村障害児福祉計画を統合し、鶴ヶ島市障害者支援計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、鶴ヶ島市障害者支援計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

(1) 支援計画の策定に関して必要な事項を審議するとともに、策定案の作成に関すること。

　(2) その他支援計画の策定に関し必要なこと。

　（構成）

第３条　策定委員会の委員は、別表１に掲げる職にある者をもって構成する。

２　策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部参事の職にある者をもって充てる。

　（会議）

第４条　策定委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

　（事務局）

第５条　策定委員会の事務局は、障害者福祉課が担当するものとする。

　（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年１０月１１日から施行する。

【委員名簿】

所属　氏名　備考

１　総合政策部長　新井順一２　総務部長　中野波津巳３　市民生活部長　柏俣昌実４　健康福祉部長　新堀敏男　委員長

５　健康福祉部参事　石島洋志　副委員長６　都市整備部長　有隅栄

７　都市整備部参事　小沢亮二

８　教育部長　三村勝芳

９　教育部参事　横山武仁

【策定委員会開催状況】

第１回　平成29年12月22日　第３期障害者支援計画（素案）について、市民コメントについて

第２回　平成30年3月9日　第３期障害者支援計画(案)について、市民コメントの結果について

第３期鶴ヶ島市障害者支援計画

第５期鶴ヶ島市障害者プラン

第５期鶴ヶ島市障害福祉計画

第１期鶴ヶ島市障害児福祉計画

平成３０年３月発行

発行　　鶴ヶ島市

〒350-2292

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木１６－１

電話　049-271-1111

編集　鶴ヶ島市健康福祉部障害者福祉課